

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及びこれに基づく法令等に定めるもののほか、支給決定（法第19条第1項に規定する支給決定及び市川市地域生活支援事業実施規則（平成21年規則第7号）第6条第2項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（支給決定基準の策定）

第2条 市長は、支給決定を公平かつ適正に行うための基準（以下「支給決定基準」という。）を定めるものとする。

2 支給決定基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 支給決定に当たっての基本的な考え方
- (2) 対象者の要件
- (3) サービス内容の詳細
- (4) 支給量の目安
- (5) その他支給決定に関し必要な事項

3 支給決定基準は、障害支援区分、介護を行う者の状況、他のサービスの利用状況その他の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第12条に定める事項を勘案して策定するものとする。

（非定型的な支給決定等）

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市川市障害福祉サービス等支給決定会議（以下「支給決定会議」という。）を開催し、当該支給決定会議における出席者の意見を勘案した上で、支給決定を行うことができる。

- (1) 新規の申請について、支給決定基準と異なる支給決定を行うとき。
- (2) 更新又は変更の申請について、既に受けている支給決定又は当該申請の内容が支給決定基準と異なるとき。

(3) 介護保険のサービスを利用することができる者について支給決定を行うとき。

(4) その他支給決定に当たり検討を要すると認めるとき。

2 前項の場合において、市長は、同項の規定により行う支給決定の案の妥当性について、市川市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例（平成18年条例第10号）第1条に規定する市川市障害者介護給付費等審査会（以下「審査会」という。）に意見を求めることができる。

（支給決定会議）

第4条 支給決定会議は、おおむね次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

(1) 支給決定を行うサービスの種類

(2) 支給決定量

(3) 支給決定の期間

(4) その他支給決定に関し必要な事項

2 支給決定会議の出席者は、おおむね次に掲げる者とする。

(1) 障害者支援課長

(2) 障害者支援課主幹

(3) 支給決定及び審査会の担当職員

(4) その他関係職員

（補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、支給決定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。